

参議院補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員会會議録第十七号

昭和二十九年四月十三日(火曜日)午後
二時十分開会

出席者は左の通り。

委員長 松永 義雄君
理事 青柳 秀夫君
伊能繁次郎君
上林 忠次君
小笠原三男君

委員

秋山俊一郎君
榊原 亨君
横川 信夫君
島村 軍次君
三木興吉郎君
三橋八次郎君
戸叶 武君
千田 正君

政府委員

水産庁長官 清井 正君

本日の會議に付した事件

○補助金等の臨時特例等に関する法律
案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松永義雄君) 只今より特別
委員会を開会いたします。

補助金等の臨時特例等に関する法律
案を議題といたします。本日は水産関
係の審議を行うことになっておりま
す。政府からは清井水産庁長官が出席
しておられますから、御質疑のあり
のかたは御発言願います。

○秋山俊一郎君 先ず第十三条の漁業
調整委員会に関する国の負担の点につ

きましてお尋ねしたいと思いま
す。今日は農林大臣がお見えにな
るというので、そのつもりで私も出
たのですが、農林大臣がお見えにな
らないので極めて事務的な問題をお尋
ねしたいと思ひます。その前に農林
大臣は次の委員会には出られること
なっておりますか、委員長にお伺い
いたします。

○委員長(松永義雄君) まだはつきり
しておりませんが、できるだけ出席方
を努力いたします。

○秋山俊一郎君 この調整委員会に対
する国庫の負担は従来全額国庫となつ
ておたのですが、従来ともこの漁
業調整委員会の費用が非常に少いとい
うので、地方でしばしば「我々はその不
足に対しての実態を聞いて、何とか増
加してもらいたい、これだけではやつ
て行けない」ということを聞いておた
のですが、当局のほうではそういう点
をどういうふうに見ておられますか。

○政府委員(清井正君) お話の点につ
きましては、従来漁業調整委員会の関
係の費用、特にその運営につきまし
て、いろいろ現状ではなかなか「予算が
十分でない」、従来の予算にもまし
て必要な事務費を中心として予算を
増額してもらいたいという趣旨の陳情
がしばしばあつたのであります。私ど
もいたしまして、漁業調整委員会
の使命に鑑みまして、当該漁業調整委
員会がその附近におきます郡区の諸般
の漁業調整上極めて緊要な仕事をし
ておるわけでもありますし、又法律上

いろいろ委員会に与えられた仕事もあ
りますので、この重要性に鑑みまし
て、何とか漁業調整委員会の費用を従
来よりも増額をいたしたい。こういう
気持ちを私も実は皆持つておたので
あります。事務的には大蔵省とも
いろいろ相談をしたのでありますが、
財政上等の理由から、むしろこの問題
につきましては、新しい予算項目を
追加するということができなかったの
であります。その上になお全額の分が
三分の二になるといふようなことにな
りましたので、総額におきましては相
当の金額が二十八年度に比して減額さ
れるという状況に相成つておるのであ
ります。私もどうもいたしましては、委
員会の重要性といふことは少しも変ら
ないのでありますので、この問題につ
きましては、今後委員会の運営状況等
に鑑みまして、あらゆる機会を通じて
委員会の活動が円滑に行くように
今後努力したいと思ひます。それ
について必要な予算が講ぜられないと
いたしまして、今後又私といたし
まして、大蔵省とも相談をいたし
て参りまして調整委員会の使命達成に
努めたいと考えております。

○秋山俊一郎君 二十八年度までは全
額を国庫で負担していたわけですが、
その全額と称するのはどういふ基準に
よつて全額といふことになつたのです
か、清算状のようなことになつてお
りますか、それとも初めから推計で全額
といふものをきめたのか、その点はど
うなつておりますか。

○政府委員(清井正君) この問題は清
算状といふことではなしに、一定の基
準を立てて、一般交付金といたしまし
て国庫補助する、こういうふうに考
えるのであります。

○秋山俊一郎君 その交付金の基準は
どういふふうな基準ですか。

○政府委員(清井正君) 基準と申しま
すと、的確に御質問の趣旨に副えるか
どうかはわかりませんが、私のほうとし
ては、予算に計上いたしましたとき
の単価があるわけでありまして、委員
会手当、委員旅費、書記の俸給、今
回これが全額が三分の二になつたので
ありますが、それ、予算を計上いた
しましたときの単価がございまして、
単価に当該県における費用を乗じ
ました金額を基礎といたしまして、
それ、各府県にその予算額を配分
したところ、このような形で事務的に
運用するようになっておるのでありま
す。

○秋山俊一郎君 そうしますと、この
基準といふものが非常に低いというこ
とから、従来不足を訴えたというこ
とになるのではないかと思ふのですが、
例えば委員会委員の旅費が何とし、或
いは事務費がどれだけとか、事務費は
どういふふうに出されておりますか、
一人当たりの事務費で行つておりま
すか、わかりませんが、そういうこと
な基準が非常に低いというふうなこ
とを頻りに言つておたのじやないか

と思ひますが、その点如何でございま
すか。

○政府委員(清井正君) 確かにその点
もあつたかと思ひます。予算の内容
といたしましては、委員の手当、委員
の旅費、書記の俸給、旅費、それから
町村の補助員の手当等でありまして、
事務費としては極く僅かしか突は予定
していませんのでありますが、俸給
単価につきましても、いろいろ従来か
ら県庁の他の職員と比較して或いは少
いのじやないか、こういうふうな意
向もあつたのであります。又事務運営上
の事務費が足りないもので、それを増額
するようになつてもらいたい、という
主張もあつたのであります。我々
いたしましては、単にこれは今までの
漁業調整委員会のみならず、実はほか
の部分との均衡を見合はして、一方
予算的には均衡のとれた突は俸給を計
算したところとなつております。併し
ながら全般的な問題といたしまして、
県庁の全然関係のないほかの仕事に從
事するかと比較すると、いろいろ問
題があつたのじやないかと思つてい
るのであります。私もどうもいたしまし
ては、今後俸給等につきましては、こ
れは簡単に参らんかと思ひますが、他
に比較して低いといふことではならん
のであります。これは他の同じよう
な仕組の職員と同じように持つて行
きたいと考えております。事務費につ
きましては、成るほど非常に僅少な事務
費しかございせんので、委員会の運
営上問題があるといふことが言われて

いるのであります。私も一部には確かにそういう点もあるかと思ひますが、何とか今後予算折衝において、事務費等の増額をいたしたいものだといふふうには考えておられるわけでありま

す。只今のところでは、昨年と大体同程度の金額が、事務費については全額の部分が三分の二になるという現状であるのであります。

○秋山俊一郎君 今度のこの法案によりますと、従来国庫で持つておつたものが、政令に定めるところによつて経費を負担する、こういうふうになつておりますが、その政令でどういふふう

に定めるつもりでございませうか。

○政府委員(清井正君) 一府政令ということになつておるのでありますけれども、予算の実際上の査定のみならず、

また内容として、三分の二を掛けましたのが予算に計上されておりますという事になりますので、水産庁は三分の一ということを中心として考

えております。

○秋山俊一郎君 これはすべて補助員も事務費も委員会の費用も全部三分の二でありますか。

○政府委員(清井正君) 委員会の関係の委員手当てと委員旅費等については、これは金額であります。ただ事務に従事する書記が約四百十五人ばかりおるのであります。この書記の俸給が三分の二になりましたのと、町村部落等の補助員の手当がやつぱり同様に三分の二になつておるのであります。本来の委員会の委員の手当は従来通り全額であります。

うふうにはつきり書いておるんですが、特にこの十三条については政令で定めるところにいたしましたのはどういふわけですか。

○政府委員(清井正君) 特段に意味があるというところにつきましては、ほかとの本質的な差はないかと思ふのであります。ただ、只今申上げました通り、同じ漁業調整委員会の費用の中

でも委員手当てのときはまあ全額である、或いは俸給については三分の二というふうには、いろ／＼中に全額とか、三分の二とかいうようなことがありま

すので、特にこれは「政令で定めるところにより」といふふうに書いてあるのと考えるのであります。

○秋山俊一郎君 そうしますと、この三分の二ということになると、三分の一は地方に負担させるといふことになるので

あります。

○政府委員(清井正君) 従来が全額でありまして、それからこれが三分の二になつたのであります。事務折衝の経費を申上げますれば、残りの三分の一には当然地方に参ります金額の中に

は積算されておる、こういうふうに解釈しておる次第であります。

○秋山俊一郎君 そうしますと、他の農業委員のようにはやはり地方交付金と言ひますか、そのうちに……。(少しも聞こえないのですが)と呼ぶ者あり

○千田正君 今の秋山委員の御質問に對する水産庁長官のお答え、何かよく聞こえないのです。希くはもう少し高く一つお願いします。

○秋山俊一郎君 地方に交付する金の中に含まれておるといふことはほかの補助金の場合にもよく説明があつたの

ですが、それと同様に漁業調整委員会に對する費用もやつぱり同様な意味合

に於いて交付されるわけですか。従来は平衡交付金と言つておりましたが、

そういう中にこの三分の一というものは含まれて行つてゐる、こういう意味

ですか。

○政府委員(清井正君) 只今御質問が

ありました点であります。その点は私

が先ほど申上げました通り、三分の一については大蔵省との事務折衝から

申上げますれば地方へ交付する分に入

つておる、こういうふうには解釈いたしますので、同様なほかの職員に對する

場合と同様に、いわゆる従来平衡交付金と言つておりました金額、則ち國から県庁等へ交付する金額の中にその残

りの分が含まれておる、こういうふう

に私は考えておるのであります。

○秋山俊一郎君 そうしますと、今のお

答えでははつきりしておらんよう

ですが、この三分の一に相当する額はど

れくらいになりますか。

○政府委員(清井正君) 總金額から計

算をいたしてみますと、これが仮に改

正がなならないといふふうには考え

ますれば約一億三千八百萬圓の金額になるのであります。今回のように改正をいたしまして、書記等の俸給を三分の二にするといふことにいたしますと、その金額が約九千七百萬圓といふ

ことになりまします。その差額は約四十萬圓程度のものではないかと私は

考えておるのであります。

○秋山俊一郎君 その四千萬圓がそつ

くり地方交付金の中に織り込まれると

言われるのですが、それは水産庁長官

は確かに織り込まれておるといふこと

を御承知ですか。

○政府委員(清井正君) その点は私

ども従来交渉の経過から申しますれば、当然その中に入つておると思ふのであります。ただ御承知の通り従来

の平衡交付金は財政上豊かな地方に對しては交付してなかつたかと思ふのであります。一部につきましては……。

こういう關係で、これが理論的に全部行くといふことにはなつていないかも知れませんけれども、私どもの考え

といたしましては、地方へ参ります従来の平衡交付金の積算の中にこの三分

の二の残りの三分の一が積算されておるものと考へておるのであります。

○秋山俊一郎君 あなたはそう考へて

おられても、入つてなかつた場合には

どうなりましよう。これはいづれの場

合にもそうですが、紐付きでないとい

うもの、金殿に引つくるめて交付金とい

うものが行くのであつて、これは地方

庁においてそれ／＼処理しておると思

うのですが、そういう場合に今金額で

補助するものもあり、三分の二しか行

かんものもあるといつたような場合

に、この内輪では一体どうなるかとい

うことが不安になるのですが、この不

足額といふものに相当するものが行つ

ておるかどうかということが、當の水

産庁がはつきり確認しないで行つてお

ると思ふのは、地方で若しそうでなかつた場合には非常に困ると思ふのです

が、これは他の農業の場合でも頻りに

質疑が交された問題であります。そ

ういう場合に要する人員を整理しなけれ

ばおらんのだやないか。先ほどから私

がお尋ねしておるうちに、又長官もお

答えしておるうちに、元々この全額行

つておつても非常に少ないといふこと

はまあどこへ行つても聞く問題なんで

す。費用が非常に少なくて困る、自由な

活動もできないといふようなことも言つ

ておるのですが、その上にこういうもの

が不足して行くといふことになる

と、いよいよ調整委員会の活動とい

うものはできなくなるんじゃないか。そ

うすると、困る上に更に困つて来

て、人員整理等のところに入つて来る

虞れがありはしないかといふことを農

業委員の場合と同じように我々も心配

するわけなんです。その点はどうい

うふうにお考えになりますか。紐付き

でない場合にはそういうふうなことも

も相当懸念される。

○政府委員(清井正君) その点でござ

います。これは地方の基準的な財政

需要の計算の中に調整委員会の費用

というものは計算をされておるのであ

ります。その分だけ特定して紐付き

にはなつて交付されないことがあり

まして、財政需要の中に計算をして

あります以上は、當然この部分が県の財政需要として正式に計算されて

おる、従つて總額としてこれが積算の

中に幾らか入つておる、こういうふう

に実は考へておるのであります。従つて各県をいたしましては、これに所

要の金額を充てるものと私どもといた

しましては期待をいたしておるのであ

ります。

○秋山俊一郎君 そうすると、水産庁

としてはそういうふうにお考えになつ

ておる。で、その不足額が何ほど付け

られておるかといふことは、最初予算

を組む場合に大蔵省なり、何なりでこ

の漁業調整委員会の不足に對する分

というものは大体きまつておるのじや

ないかと思ふ。それを正確めにならず

に言つておるのであるか、若しわかつて

おればその金額をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(清井正君) いや、今の点は只今私が申上げた以上には出ないのではありませんが、積算の基礎にはつきり入つておるということでありまして、当然差額につきまして地方において政府から受けた金額のうちで充てると、こういうふうに私どもは考えておるのであります。

○秋山俊一郎君 今お話の中に富路府県に対しては交付金のうちに人らな、その他の府県について人らなということでありまして、そうすると、漏れたのは何がしかということが水産庁ではわかつておるのですか。

○政府委員(清井正君) 金額的にはつきり私ども確かめておりません。併し考え方の趣向としてそういうふうな計算されておりますので、当然そういうふうになるものと私どもは考えておるのであります。

○秋山俊一郎君 若しその額がはつきりしていないということならばお尋ねしても意味がないのですが、我々としてはそのために従来非常に少いというところに対して、更にこれが削減されて行くということについては非常な不安を感じておるわけですが、それはまああとで又別の機会にお伺いすることといたしまして、一応この十三条ではその程度にいたします。

○小笠原三男君 この漁業調整委員会等、漁業調整に関する事務は国の事務ですか、地方の事務ですか。

○政府委員(清井正君) 事務の性格としては国の事務であるというふうに考へております。

○小笠原三男君 地方財政法の十の

四の八にこれが出ておるのであります。この第十條の四というものは、「もつぱら國の利害に關係のある事務を行ふために要する左の各号の一に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わなければならない。」とある。この中の八に、この漁業調整に関する事項として、この漁業法の部分の委員会に關する金が全額國庫負担、こうなつて出ているわけなんです。この地方財政法に示す性格が當分の間ということであつてしまつたのです。

○政府委員(清井正君) 実はこのお尋ねの点は確かに問題の点であつたのであります。この点につきましては、私どももこの問題の性質に鑑みまして、初のお話の條文の十條の中に、十條の四に、「漁業關係の調整に要する経費」ということで、「もつぱら國の利害に關係のある事務」ということになつておるのであります。従つて十條の四に

よりましますと、地方公共団体は経費を負担しないということであつて、今までは參つて来たのであります。今回の改正によりましますと、その点が變つて来なければならぬのであります。

で、無論仕事の内容がこれによつて國の事務から本質的に變つてしまつたというふうに私どもは考へないのであります。したが、ただ経費をどういうふうに國と地方とが分担して負担をするという

ことになりまします以上、当然地方財政法というものを改正をしなければいかんと、こういうふうには考へておるのであります。そこで改正をいたすといたしますれば、第十條の中に、地方公共団体が法令に基いて実施する仕事

というのがあります。この部分に該

當する仕事になるものと思ひます。この場合は當然経費の全部又は一部を國が負担するということになります。事務の一部として実施をいたすことに當然なところがある。であります。この問題につきましては別途地方財政法の改正の案が進んでいるというふうに私は考へておる次第であります。

○小笠原三男君 「當分の間」というこの特例によつて漁業法に示されてい

る漁業調整委員会というものの事務の性格が變つたというふうなのですか。

○政府委員(清井正君) 私は「當分の間」ということによつて調整事務が國の事務であるという根本的な性格は變つていないのだと私は考へております。併しこの法律に基きまして、第十條で法令に基いて行ふ義務と仕事と、

こういうふうになるものと私は考へております。

○小笠原三男君 あなたの御説明ですと、こういう特例で改正するから、地方財政法のほうでもこの「もつぱら國の利害に關係のある」というものは國が全部負担するのだということから移し替へるのだということですが、移し替へるようなことが特例で、而も當分の間、而も衆議院は一年間という臨時立法にして本院に廻しているのです。それによつて移し替へることができるといふ根拠があつたら示して頂きたい。

○政府委員(清井正君) 根拠と申しますか、私が御説明申し上げました意味は、今回のこの改正で國の仕事であるという漁業調整の仕事の本質は變つていない。ただ経費の分担が今までのように國が全部負担するのではなくて、今度は國と公共団体が一部まあ負担し合うということになりますので、仕事の性質は變らないのです。財政の負担の区分が變つて来たという形で、財政法の改正を要するということになるのじやないかと私どもは考へております。

○小笠原三男君 そんなでたらめな勝手な答弁というものがあつた。地方財政法というものは國の財政法と並んでいふ財政に關係する基本法です。國が全部又は一部を負担するということならその條項にこれは入つてい

るべきものだ。専ら國の利害に關係がある事務であるという認定があつたからこそ、この十條の四に入つたものなんです。地方財政法はです。金額専ら國が負担するものと、或いは法令に基いて國並に地方が、國が金額、或いは國と地方とで負担するといふやうな二つのな事項をそれと區別して性格を明らかにしているのが財政法の建前なんです。それが一年間という、當分の間という臨時立法を以てこの基本法を移し替へるというやうな行為があつたでござんす。財政負担と事務の性格とは別問題であるといふことはおかしいじやないか。もつぱら國の利害に關係する事務だといふ性格が動かない以上は、これはもつぱら國が負担するのは當然じやないですか。私はそういう意味合のことをお尋ねしている。事務の性格が變らなければこういうことを變更しようがないじやないか。而もあなたが

おつしやる通り、當分の間ということでは本

法に示されている事務の性格が變るな

どという、そんな法律解釈はどこにもない。

○政府委員(清井正君) お話の御趣旨であります。私は今回の法律の改正によりましても、漁業の調整の仕事の本質は變つてない。私は私は考へるものであります。又同じことを繰返すやうなことになるが、やはり負担が變つて參る。仕事の性質は變らないけれども負担の状況が變つて参りますので、當然地方財政法の改正の要がある、こういうことになるのじやないかと思ふのであります。

上の性格というものは変らないものだ
というふうに考へておるのであります。
従つて経費の負担が、国が全部負
担するところから一部国と地方公
共団体が分担し合うというようにこ
になるわけでありまして、法律上の性
格は変らないけれども、経費の分担の
方法は変るというところはあり得るん
じやないかと、このように考へます
ので、その問題につきまして財政法の改正が
裏付けとしてあるんじゃないかと、こ
ういふふうに考へるものであります。

○小笠原三男君 あなが最初おつ
しやつたことは、この特例法ができた
から自動的に地方財政法をいじくつた
というのです。私はそうではなくて、地
方財政法をいじくつた、そういう建前
でこの特例というものをその範囲内で
可能性が出て来た、こういうふうにな
るならば筋が通らんとするわけにな
る、特例のほうを直したからといつ
て、地方財政法で直して、もつぱら
これは国の事務として国が責任を負担
する、というこの条項の中に入つてい
るものを、財政負担は自由勝手にでき
るんだ、ということと動かせるという、そ
の觀念そのものが間違つていて、こ
れを申上げて、私は地方財政法
を独自の見解を以てこれはもつぱら国
の事務とはしない、国と地方との負担
に移し替へる、というところで移し替へ
ると、そしてその負担の割合については
特例を以てこのように示して来る
というなら、或る程度私はわかる、こ
れはわかる。けれども特例法であつても
本法の性格は何ら動かない、それと見
合ふようになつてゐる。この地方財政
法ではもつぱらこれは国の負担だとき
めておるものを、何の根拠があつて移

し替へることが出来るか。財政的な負
担の裏付けというものが国の事務であ
るといふ性格から出ている、国がもつ
ぱら負担をする、これをこれは国の事
務だから出ている、それをこれは国の事
務だけれども、もつぱら負担すること
になつておるんだけれども、当分の間
はそうしないんだ、ということはこの立
法の精神といふものに反してゐるんじ
やないか、この漁業法という立法の精
神に反する行為をあなたたちは行なつ
てゐるんじゃないか。そういう解釈もあ
るんじゃないか。そういう解釈もあ
る、ということではないのです。私の考
へてゐるのは、地方財政法は基本法な
んですから、国と地方の財政負担の区
分を明示したものだ、だからあなた
は特例からこの地方財政法を直して
行く、地方財政法を直す、これはおか
し、地方財政法を直す、これによつて
来る、そういう考へ方でも可能になつ
て、特例といふこと自身も可能になつ
て、私はそう思う。そんなに勝手に都
合によつて、事務の性格が変へられ
ない、これは地方は困りますよ。国に勝
手なことをさせないがために地方財政
法といふものができてゐるのです。か
ら、だから私はやる、とするならば、当
分の間だから十条の四といふものの八
も、当分の間これは実施しない旨の附記が
なされる、これが正しい、このであ
つて、移し替へてしまふというなら移
し替へたら、これは事務の性格は違
うのですよ、地方財政法においてはそ
ういふことはおかしい、いやないか、そ
ういふことを私考へてゐる。

○政府委員(清井正君) お話の、御意
見の御趣旨はよく私も了解をいたした
のであります。確かに私も似た
しましては、今回の改正によしまして
も漁業関係の調整の経費といふもの
の法律の性質は変へない、これは考へ
ておるものであります。ただそこに財政上の
負担の区分が變つて参りますので、こ
れが地方財政法との関連を生じまし
て、お話のごとくに地方財政負担の基
本法といふことは、これはそうであ
ろうと思つてゐる、地方財政の
法律と今回の法律と両方の見合いにお
いて私どもは当然地方財政法において
所要の改正が加へらるべきである、と
こ、ういふふうに考へておるのであ
ります。

○小笠原三男君 それでは事務の性格
が變へる、といふことはどういふことな
んだ。この地方財政法をお読み下さ
い。もつぱら国の利害に關係がある事
務といふものから移し替へたら、こ
れは事務の性格が違へないと言へます
か。私はあなた事務の性格が變へるな
い、といふ前提があるから先ほどからの
質問をしてゐるのです。移し替へたら
事務の性格が變へるんじゃないですか。
わが／＼もつぱら国の利害に關係ある
といふ事項を地方財政法で規定した趣
旨といふものを踏襲してゐるんじゃない
のですか。その他に法令に基くもので
は全部国が負担する事項もある、こ
れです。けれどもそれに入れないうで
わが／＼十条の四に入れて置く立法の精神
といふものは踏襲されてゐるんじゃない
ですか。

○政府委員(清井正君) お話のごとく
確かに十条の四は、そのことをはつき
りして明記はいたして、「もつぱら国
の利害に關係のある事務」といふこと
で、国の事務をしてやつておるのであ
ります。今回の法律の改正によりまし
て、これは一年間、当分の間、まあ一
時的には経費を一部国と県とで分担し
合うといふことに相成つてゐるが、私
といたしましては、漁業調整の關係の
仕事は今回の改正によつて本質的には
變へると思つてゐないものであります。

○小笠原三男君 だから地方財政法
で移し替へる、といふことは地方財政法
をお読みになればわかる通り、事務の
性格が變へるのです。それでなくただ
法令に基く負担において国が全額負担
し、或いは国と地方がそれ／＼割合を
きめて負担する、といふ事項も地方財政
法にあるのです。であるけれども、
わが／＼それに入れないうで、もつぱら
国の事務として規定されてゐるものを
移し替へる、といふことは事務の性格が
違ふの、じゃないか、私は答へは同じだ
と同じだと言つても、私も質問を同
じ質問をするのです。あなたは間違つ
てゐるのですよ。

○政府委員(清井正君) 確かに私の
うといひは、こゝに考へますことは、法
律上の事務の性格がまあ變つていな
い、併し法律上この国の事務といふこ
とがありまして、経費につきまして
はやはり全額国が負担する場合と、そ
れから地方経費の負担が變へる場合とが
考へられるといふことにもなりますの
で、経費の負担が變へますれば、それ

に伴う財政上の法律の改正が当然伴
つて参らなければならぬ、こ、うい
ふふうに考へるものであります。
○小笠原三男君 あなたの言ふこと
は何言つてゐるのか、だ、／＼わから
なくなつて来る、あなたの言ふ意味の
は、地方財政法で別な事項でちゃんと
出ているのです。あなたの言ふ趣旨な
ら何十条の四なんといふものは必要
はないのですよ。包括的な事項のほう
に入れておいて然るべきものなんです。
それをその条項のほうに入れないうで、
ち法令に基いて国が全額或いは国が一
部負担する、そういう事項に入れない
で、もつぱら国の利害に關係のある事
務といふ規定をし、その規定でこゝ入
つてゐる以上は、飼くまでもこれはも
つぱら国が全額を負担する事項なん
です。そういう本法が、この特例的な当
分の間、臨時立法を以て移し替へ等
のことが出来るか、立法上そういうこ
とができるかといふことを聞いてゐる
のです。あなたの議論から言へば、
ば、初めから十条の四などは必要でな
い。それなら何のために十条の四がで
きたか御説明願ひたい。水産庁の長官
がこの漁業調整委員会の事務は国の事
務である、といふことが確認されてお
つて、もつぱら国の利害に關係がある
といふことを確認してゐるなら、こ
れを一部負担になるようなものに移し
替へるようなことを易々諸々と承認す
るなんというところは以てのほかです。
直すならば地方財政法上直して事務の
性格も變へて、それはもつぱら国だけ
に利害があるのではなくて地方に利害
がある問題だから、共同してこの財政
負担をすべきだ、こゝ事務の性格を變

へる、といふことは、こゝに考へますことは、法
律上の事務の性格がまあ變つていな
い、併し法律上この国の事務といふこ
とがありまして、経費につきまして
はやはり全額国が負担する場合と、そ
れから地方経費の負担が變へる場合とが
考へられるといふことにもなりますの
で、経費の負担が變へますれば、それ

て十三条の特例をしたというなら私は認めるけれども、あなたの立論の根拠はそうではないのですから……

○政府委員(清井正君) 御議論の御趣旨はわかるのでありますが、私といたしましては、漁業関係の調整の仕事は今回の改正によつては変らない。併し国の負担と県の負担との間に調整を要しますので、法律の改正は、地方財政法の改正は必要になつて来る、こういうふうに考へております。

○小笠原二三男君 では地方財政法の十条の四というものはどういふ根拠があつてここにこの問題が記載されておるのか、御説明願ひたい。なぜ他の条項である国が金額或いは一部負担するといふ条項に入れないで、わざ／＼ここに記載してあるか、その根拠を御説明願ひたい。

○政府委員(清井正君) やはりこれは漁業調整の仕事がもつたら国の利害に關係のある事務であるといふことであるので、ここに明記されておるものと考へます。

○小笠原二三男君 それなら十条の四は、もつたら国に利害のある事務の財政の負担の点を明記したもののなんです。それなら今あなたの言う通りならば、もつたら国の利害に關係のある事務であることがはつきりしておるものを移し替へることができませんか。

○政府委員(清井正君) 確かに第十條の四で特記してありますのは、この漁業調整の仕事は国の事務であるといふことがはつきりいたしておるもので、この点を明記したのであります。が、今回の措置につきましては、法律上の性格は変らないけれども、財政上の取扱ひを今回一時変へるということ

でありますので、やはり財政法の改正をこの点から見ていたさなければならぬといふふうに私考へます。

○小笠原二三男君 あなたの言うことは支離滅裂ですよ。地方財政法においては、もつたら国の利害に關係のある事務といふものは金額が見なければならぬといふことを規定しておるのです。ところがあなたの言うのは、漁業調整委員会といふものはもつたら国の利害に關係のある事務だといふことを明言しておるのじやないですか、明言しておるならば、これはもつたら金額を国が負担しなくちやならんじやないですか。それを財政上では自由に操作できるのだといふことはどういふ根拠があつて言えるのですか、その根拠をお示し願ひたい。地方財政法では十条の四でもつたら国の利害に關係のある事務は国が金額負担するといつておる。それでこの漁業調整委員会の事務はその事務に該当するといふので明記してあるのです。あなたのおつしやることは、もつたらこれは国の利害に關係のある事務だといふことは今日においても確認しておるのです。確認しておきながら、もつたら国の負担する分は逃げてしまつて、もつたらこれを削減して別なほうの条項に挿入するなんですか、あなたが確認している限り……、そんなでたらめな財政操作を禁ずるがためにこそここのことを明記しているのです。

○政府委員(清井正君) お話の御趣旨はよくわかるのでありますが、私どもといたしましては、調整委員会の経費が国の事務に基く経費であるといふことは、私は今でもそう考へておるの

あります。ただ財政上の問題といたしまして、片方は十条のような規定もあるものでありますが、私どものほうには仕事の性格は変らないけれども、財政上の負担が変ることによつて、地方財政法についてもいふ／＼の改正が必要じやないか、こういうふうに考へておるのではありません。

○小笠原二三男君 あなたはもつたら国の利害に關係のある事務だといふことを確認しながら、財政の都合で横つちよにひん曲げられたことも確認するとは何といふことですか。ちつとも論理が一貫しないじやないですか。そんな答弁なんてあります。少くとも私たち地方財政法でも漁業法でも立法した立法院に對して、あなたそんな答弁できますか、先ほど來確認したことから言つて……、負担の区分を明記するがための基本法が地方財政法です。而もそれは事務の性格から割出して来たものなんです。ところがその事務の性格は変らない、変らなければ當然国が負担することを明記しておる。併しその十条の四のこれは前文と申しますか、その趣旨を無視して、内容としての八だけを取り取つてしまつて、そんな立法措置ができますか、あなたの立場に立つて……。

○政府委員(清井正君) 私の考へは先ほど申し上げました通り、今日でもなお法律上の性格はちつとも変らない。併し今回のように、一時ではございますが、財政上の措置が変るということによりまして、地方財政法の変更をしなればならぬものといふふうに考へておるのでございます。

○小笠原二三男君 立法の趣旨なり事務の性格が変らないで……、地方財政

法では事務の性格に基いて財政負担の区分を明記しているにもかかわらず、それらにかかわりなしにあらちちと財政負担を移し替へるなんという、そんなことはできるのですか。そんな勝手なことを許さないがために地方財政法といふものがあるのですよ。事務の性格に見合つて財政区分といふものはできるのですよ。だから早く言えば、水産庁長官としては本意でなかつたけれども、やられたのだからこつちういふことになつたので、私は責任は負わないと言へば、一番私は納得するところなんです。(笑聲) けれどもあなたとしてはそう言えないから、同じことを繰返し繰返し言つておるけれども、そんな答弁では満足できません。

○政府委員(清井正君) これは同じことを申上げることになるのであります。が、今度の趣旨は了解できるのであります。

○小笠原二三男君 了解できたら何と申言つたらいいじやないか。

○政府委員(清井正君) 御議論の節は私は了解できるのであります。が、地方制度の性格といふものと……、地方財政上の仕事の性格といふものと、財政負担といふものを別個に考へまして、法律上の性格は変らないけれども、財政負担の点については、これを今度の財政法について法律的な改正が必要ではないか、こういうふうに実は考へております。

○小笠原二三男君 道立ちして、あなたのおつしやるのは……。

○千田正君 今の小笠原委員の質問に對する水産庁長官の答へは、これはい

しての地方財政法が制定された理論的立場から論じているのであります。長官としては、いはゆる行政立法すべきところの立場じやないものであります。行政上何とかして今の財政困難な折から、こういうものを削られるような立場におかれておるので、何か便宜立法でもして、多少でもこの政府の趣旨に副うようにしてもらいたいといふのが意向だろつと思つて、それを法律的にこれを論じて行つて、変へなければならぬとか、そうしなければならぬとかいふことは、これは理論が成立しないと申すのであつて、政府当局として求めることは、お願ひじやないのですか。私はその点を水産庁長官に聞きたいのですが、こつちういふ立場で止むを得ず出したのであるから、何かの方法においてこれを考へてほしいと、立法機關に頼む、こつちういふふうに出たほうが、この臨時特例法の出た理由でもあると思つてあつて、立法機關としての我々としては、やはり法的根拠に立つて堂々とこの問題は論じなければならぬことになると、永遠の平行線であると思つるのだが、その点について長官はどう考へますか。

○政府委員(清井正君) 法律上の事務の性格については、私はまあ変らないといふふうに考へておるのであります。が、今回金で金額を負担をいたしまして、これがまあ十条の四が根拠になつて出たわけなんです。今回これが一部国、一部地方といふことになりまして、まあ私といたしましては、現在の十条の四といふものの規定がそのままではあり得ないと思ふ。何かそこに改正を加へなければならぬことがあるのじやないかろ

か、事務的に申しまして……、という
ような気がいたしましたのであります。
そこで先ほど来小笠原委員の御質
問に對しましてもお答え申上げておつ
たのであります。が、十條の四でやつ
ておるのに、それが現状と云うこと
になりますので、そこに何らかの措
置を講じなきゃならないのじやないか
かと私は感じておるのであります。そ
こでまあ先ほど來の御質問に對して、
私の意見を申上げておったわけであり
まして、現在の十條の四の法律そのま
まの形では、ちよつと法律的におかし
いことになるのじやないかと私は考え
ておるのであります。

一部分が眠っているだけのことであつて、やめられたのじやないのだ。そういふ建前からお話しているのですよ。あなた自身私の趣旨は了解すると言つてゐるのだが、了解はするけれども、あなたの意見も曲げないといふのですか、何か成るほどと氣の付くことはござんせんか。

○政府委員(清井正憲) 只今のお話、まあ先ほど来いろいろお話を承わつてゐるのでありまするが、まあこの法律上の解釈のむづかしい問題になつて来ますと、これは私一存でその責任あるお答えは実はいたしかねるのでございますが、私といたしましては、今までは十条の四が全額……、十条のこれに基いた仕事は、一部國家で負担する場合もあり得るといふことになっておりましたが、十条の四が十条のほうに變

と云ふことになりまして、この法律上の仕事は変らないのじやないかと私は実は考えておつたことを率直に申上げたのであります。それについて根本的な御質問があつて、それでは仕事の性質が變るのではないか、こういうふうな御質問でございましたが、この点につきまして、私も水確庁の……、私だけの考えといたしましては、その点につきましては、やはり若干問題があるかも知らんけれども、そうすること以外に方法がないじやないかということとは考えておりますものでありますけれども、併し御質問の御趣旨に、或いは御意見によりますということ、十條の四から十條に變えることによつて、これは根本的に仕事の性格が變るのではないか、こういう御疑問であります。私は仕事の性質は變らないというふうに実は考えており、而もな

お且つ窺らないものを持つてゐるから、十条に移し替へることができるのではないかと、いかといふ実は考えを申上げたのでありますけれども、その点は根本的に考えが違ふのでありますけれども、この点は大体どういふふうに本質的にこれを法律上改正するかという点につきましては、これは財政法の關係としては、私として責任あるお答えは実はできないのであります、これは私ども關係のほうとも十分、どういふふうな措置をするかということも相談をしてみなければ、はつきりした責任あるお答えはできないのであります、私といたしましては、十条の四のこのままの形では送り得ないのである。何らか地方財政法について所要の改正を加えることになるのではないか、こういうふうには実は考へてゐるわけであります。

○小笠原二三男君　では私はこれ以上申し上げませんで、あと関係者から正式に御答弁を願いたいのですが、私の申上げてゐることは誤解されては困るから申し上げますが、財政負担の区分を変更するということならば、地方財政法を先にいじるべきである。そうして遺言をあけておいて、特例法というものをここに出来ることのできる。それを便宜的に、政府の言われるように、特例を財政の都合上作らうとして、それに辻褄を合せようとして地方財政法をいじくるというこの考え方は、もう裏つ向からこれは否定しなくちやいかん。そういう建前で私は立論している。この点だけは明快に申し上げたい。あなたたち行政府の都合や便宜で勝手に法律がいじくられて、我々の慎重審議して、これを是なりとした立法が、そちこちに曲げられるというようなこと

とならば容認できない。こういう建前
で質問しておつたものだということだ
けは長官もお聞き取り願つて、関係
者とも話をして明快な御答弁をお願
い。それだけです。

○千田正君　長官にちよつとお尋ねするのですが、大休今度のこの補助金等に對する臨時特例法なるものは、大蔵省が主としてこの緊縮財政、均衡予算を作る關係上、各省に當つて適當な問題を提出させた。そうしてこういうような内容を見るところと、誠に支離滅裂な法案でありますが、こういうものを作つたのだからと思ひます。それで先般大蔵大臣にここに出席してもらつていた場合に、大蔵大臣のお答えもしどろろもどろろなであつて十分承知しておられない。これは農林当局である水産当局が出して來たのだから、おれたちははやくつたのだという意味の答弁をしたはずであります。そうなるという私は長官にお伺ひしたいのですが、こういう今の立法的な問題、いわゆる財政法等の基本法にまで改変を加えなければならぬような問題を、大蔵省の態勢によつて水産庁としては、事務當局として、この程度のものはこうしていいんだという意味でこれを出されたのですか。

○政府委員（清井正君） この点につきましては、大蔵省と我々事務局当局の間で非常な実は問題があつたのであります。私どもとしてはこの間も申し上げましたように、海区漁業調整委員会が非常に重要な仕事をしております。只今議論が出ましたけれども、専らこのこの事務をやるのだというようにことで、是非これは従来通りの線で行くべきだ

といふふうな考えを、私どもとしては持つておつたのであります。その他の問題もございますけれども、いづれにしろ、私どもといたしましては、水産行政を円滑に実施するという立場から申しますれば、むしろ所要の予算を増加こそすれ、減額するとか補助率を減えるということについてはよほど問題である。むしろ根本的にいろ／＼の問題が起つて来るといふ考えを持ちまして、実はいろ／＼相談をしたのであります。結局事務當局との相談といひましては、全体のいろ／＼な諸般の事情も脱み合せまして、こういうことで行こうということになつたのであ

りまして、もう最後的に私どもは承諾をいたしておるのであります。いろいろな問題があつたのであります。私どもといひましては、なお今後これの裏打となります行政事務につきましては、なお一層今後努力いたしまして、円滑を期して行かなければならんと考へておるのであります。ただこの問題につきましては、私どもも同意いたしておるのであります。

○千田正君 私は予算委員の一人として水産問題を考えた場合に、水産関係の予算というものは本当はもつと拡張しなければならぬ。一番いわれる機林省の中においてしわ寄せになるといふのは水産庁であるとか、林野庁であるというよりなところに予算のしわ寄せが来て、而もそのうちの一番弱い水産庁にしわ寄せが来ておる。水産庁から予算を削る。あなた方の立案したうちからは予算を削るような余裕がなうのです。私が見た場合においては……、にもかかわらず、これを削られるということは、結局大蔵省自体な

り、或いは水産庁じやなくて、もつと大きい農林省の立場から言つた場合において、水産庁というものの、水産というものの対する、日本の水産という基礎産業に対するところの考え方を全然了解しないのじやないか。間違つておるのじやないかという事を我々は考えたが、今日零細漁民の一番苦しんでおるようなところ、いろいろ問題が惹起するところにおける漁業調整委員会の予算であるとか、或いは次に起る来るところの零細漁民を保護するための補償であるとか、補助であるとか、或いは漁船保険とか、水産庁の予算というのはいさ／＼一ぱつこのところに来ておりながら、なお且つこのようにもの割合なければならぬといふのは、大蔵省にあなたちは押ししまくられておるのだ。今あなたのお答えから伺うと、本意じやないけれども、国の財政の立場から止むを得ないといふように我々は受取れる。我々は本質的にこれを振り下げて行つた場合に、水産庁としては、又零細漁民の立場から言つても、日本の水産行政の面からいつても、これはこういう臨時立法などをして削るべきものでないといふはそういうふうに考えておるのでありますが、あなたの考えとしてはもう止むを得ないから、出さざるを得なかつた、こういうふうなお答えでありますか、そうですか。

○政府委員(清井正君) この点は先ほども申し上げたのでありますが、調整委員会の運営の状況並びに今後のこの事務の状況或いは水産増殖等の関係から見まして、私どもとしましては、今までの予算では不十分であつて、何とかしてこれを拡充いたしまして、そうして所要の目的に即うようにというふうな努力をいたしては、おつたのであります。併しながら諸般の事情によつてこゝういふふうな結果に相成つたのであります。私どももいたしましては、今後この問題につきましては努力いたしまして、委員会なり或いは損害補償の面等につきましては事務的には予算その他の問題として努力いたして参らなければならぬのであります。今回の措置につきましては、実は止むを得ないのではないかと、いふふうに考えておるのであります。

○千田正君 いずれ農林大臣に対して本質的なお尋ねをいたしたいと思ひますので、私の質問は又改めて申上げたいと思ひます。

○委員長(松永義雄君) 十三条について質問ございませんか。速記を止めて下さい。

○委員長(松永義雄君) 速記を始めて下さい。

第十三条につきましては一応この程度にしておきまして、次に移りたいと思ひます。

○千田正君 第十五条ですね、これにおけるところの補助を削られたこと、一番困るのは、私は香川県、而も沿岸漁民の、零細漁民が、養殖その他において非常に困ると思ひますが、特に削つた理由はどういうところにあるのですか。

○政府委員(清井正君) これは私どもといたしましては、養殖保護の問題なり、内水面の問題なり、或いは極く近場の問題について養殖保護法の見地に立つていふ必要な施策を考えていたといふことは御承知の通りであります。

す。そこで私も一般的な予算といつたしましては、内水面或いは養殖等につきましては、いさ／＼努力はいたして来ておるのであります。この問題につきましては、実は御承知の通り、これは水産資源保護法に基づいて、一定の線の保護水面というものを指定いたしまして、これによつて指定された区域について、いさ／＼調査をするため、これは事務費の補助であるのであります。そこで考え方といたしましては、事務の内容は極めて重要であります。それゆゑ、これは内容が船舶料なり或いは人夫賃等の事務費でありますので、而も金額から申しますと、一県当たりからすれば、いさ／＼問題はあるけれども、金額がその程度に金額でありますれば、多少この点について補助率を変えても、財政的には大して負担にはならないといふ考え方から、これは私はこの法律が出ておるか、と考えているのであります。実はこの点につきましては、養殖保護というものを重視しておるのであるから、逆な方向に行くのではないかと、いさ／＼と、金額やべきではないかといふことを主張したのであります。全体の予算が少ないのでありますから、とにかくこの問題につきましては、こゝういふことになつたのであります。

○千田正君 そうすると、減額された場合におけるところの所費総額は一体幾らなんですか。

○政府委員(清井正君) これは私どもといたしましては、去年は一千七百四十万円であつたのですけれども、これが去年通りで行きますと二千二百万円、ところが半額になりますと六百万円といふことになりますると、差額の六百円が去年より減るということになるわけでありま。

○千田正君 予算総額の中から六百万円ぐらゐのものも一体削つて、そうして漁民なり何なりにも不愉快な思いをさせるより、六百万円を金額補助してやつてこそ水産業の発展のために國が保護してやつておることになるのであつて、それを僅か六百万円ぐらゐに付けて出して同じようなものを、わざ／＼ここに法文として載せなければならぬといふ考え方私は私はどうかと思ひます。むしろこれは従来通り存続させるべき問題ではないかと思ひます。私はこゝう思ふのですが、どうですか、その点、一体それは二分の一しか國が補助しないといふのですか。

○政府委員(清井正君) それは金額といふのが二分の一になりましたので、当然そういうことになるわけでありま。すが、金額的に申しますと非常に少ないわけでありまして、私どももいたしましては、實際かかる金額、而して使用者としては非常に重要な金でありますので、この問題につきましてはいろいろ問題があろうかと思つておつたのであります。とにもかくにも全体の立場から二分の一にしたということになつたのであります。

○千田正君 今まではこれはこの法律によつて多少なりとも、千二百万円でも、昨年当りは出しておるのですが、それによつて利益地方団体の経済効果はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(清井正君) これは御承知の通り二十八年度から実施を始めたといふのであります。二十九年度が第二年度目ということになりますので、まだ具體的なこれによる成果といふものは計数的に上つていないのであります。ただこれまでいさ／＼養殖保護水面で貝類等の養殖場について測定するといふことになりましたので、これをやりますれば、やはり相当の効果があらうといふことで、まだ二十八年度の予算の交付による効果といふものについては時期的な関係で明確にできないような次第であります。

○千田正君 折角計画してそうして漸く緒に付いたばかりのとき、こゝういふようなことであつたならば、あなたの方の考えておるところのようないわゆる行政指導面における内水面或いは沿岸の養殖等に対するところの経済的効果は、このままで行つたのでは減滅してしまふよりほかにないと思ひます。私は六百万円をこゝうやつて削るよりも、むしろ当初の計画通り与えてやつて、そうしてあなたの方の行政的な立場を確保しながら経済効果を上げて行つたほうがより効果的でないか。六百万円と言へば、この間の汚職事件における一人のリベートルくらいにしか当りません。むしろこれは残しておくべきだ、私はこゝう思ふのですが、どうしても削らなければならぬとあなたは思つておるのですか、その点をもう一回聞かせて下さい。

○政府委員(清井正君) これはやはり保護水面の管理という全体の立場から申しますと、これは金額を交付して、そうしてこちらから責任を持つてこの措置について面倒を見るということが必要だと私は率直には考えられますけれども、いさ／＼な関係で二分の一になりまして止むを得ないのであります。今後この問題につきましては行政

○政府委員(清井正君) 只今申し上げますような、そういうことになるわけでございますけれども、ただこれは如何なる問題についても同様でございますけれども、實際上やらなければならんことと、予算のために制約を受けることもあり得るわけでございますので、実際問題としましては相当多い個所につきましてやらなければならんと思つてゐるのでございますけれども、予算

○小笠原二三男君　この法律が実施された時、去年指定されて全額負担でこの魚族の保護その他やつておつた、そして本年は地方負担は御免だ、だからまあやめたというようなこと等にはならないで済むのですか。

○上林忠次君 途中からですが、ちよつと……。僕もこれ素人ですので聞いてもわからないのですが、大水体産資源の保護というのはどういうことをやるのか、又大体これはこういうふうな法律の名前からいってもわかり

ますように、一年二年の問題でなしに継続的にやらなければならん問題です。そういうような必要に迫られて去年から実施されたと思うのですが、太体どういうふうなことをやるのか。現在私たちが想像するのは、東京湾におき

○政府委員(清井正毅) 只今考えてお
りますのは、これは主として浅海でござ
いますから、まあ貝類が第一になる

地があるわけでございますから、その貝類の生産適地の漁業協同組合なりを指定いたしまして、貝類の棲息に適する地域を保護水面として一定の確保を指定いたすわけであります。指定いたしますという、その指定を受けま

ございますけれども、そういう極く簡単な施設でありまして、そこで貝を増殖いたしまして、これを貝の生産のないう府県に持つて行くとか、或いは全国的に種苗を配付するとかいうことをやつて参つております。結局これは稚貝

るということを新聞で見たのですが、これだけでも相当な補助をしてもらわないと、これは資源の損失になるので

これは被害を受けておるのでございますが、ヒトデの問題になりますと、これは地域的な問題でありますし、或いはちよつとこの問題とは別個の取扱いをいたさなければならぬと思つておるのでございます。現在県におきまして

我々はこの保護水面の指定と申しますのは、貝類の増殖に必要な海域を指定して行く、こういふように進めなければならぬというように考えております。

○小笠原二三男君 この従来の十九年

案が出て来たと考えられるのですね、それが衆議院のように一年の限時立法に假になつたとしても、来年にな

提出になつたと思うのですが、法律に明らかにされておらない二分の一負担というこの内容は、限時立法が仮に施行せられて、来年又それが当分の間として延びるというようなことになつても、二分の一というものは動かさな

○政府委員(清井正君) この点は私も先ほど申上げました通り、保護水面の管理ということが水産資源の保護上非常に重要であるという建前で、事務的には飽くまでこれを全額で行きたいということを主張をいたしましたのでござい

ばならないというふうに考えておられます。

○小笠原二三男君　そりすると、水産

は、乗年度以降においても必ず責任を持つて、これが保護助成に当るといふことを言明して頂けますか、規模は縮小しないという点です。

○政府委員(清井正君) 私といたしますは、二十四カ所の指定をいたします。

まして、折角手を着けましたものにつ
きまして、却つて悪影響がございます
ので、二十四カ所につきましては、今
後ずつと続けて行きたいと考えておる
のでございますが、財政上の問題につ
きましては、今後私といたしまして

は、水産の立場からできるだけ努力をするということを申上げる以外に、ちよつと只今のところは申上げようが実はないのでございます。

○小笠原二三男君　それから現在の……、私の点は素人でわからんのですが、國が二分の一出す、他の二分の一は都道府県が全部出すのですか。或は漁業組合等の団体等も出す分があるのですか、どういふようにこれは負担の区分になるのですか。

○政府委員(清井正君) これは実際に施行する主体は、県が大部分であります。なおそのほかに一部組合がございますけれども、いわゆる県が適當な海面においてやるという場合が多いのでございます。従つて、その場合は県が直接負担することになります。が、単位自治団体がやりました場合におきましても、やはり県が相当金額を負担することになるんじゃないかというように実は考えておるのでございます。

○小笠原二三男君　その点でちよつと
明らかにしておきたいのですが、二
十四の保護水面のうちで府県が二分
の一金額負担するということを希望
しておるのは幾つなんですが、全部
の府県が負担するのですか、二十四
の……。今指定しているところは二十
九年度……。

○政府委員（清井正君） 二十四は大部分がこれは県の事業としてやつておると私は記憶いたしております。顧く一部は組合になつたかも知れませんが、ども、只今の記憶ではこれは大部分が県がこれを主催して事業を行うということになつておると考えております。

○小笠原二三男君 この本法によると、国の負担するといふ費用の負担区

分について明記されておるものを、今度は「補助するものとする。」ということで、補助事業に變つて來たのです。が、これも又さつきから話がありましたように、これは補助事業というふうに性格的にも變つて來たのですか。

○政府委員(清井正君) この問題も、国の負担とするという問題の解釈になりますけれども、やはり国の負担ということが補助という形に變りまして、私としては仕事の性質は變つたものではないというふうに考えております。

○小笠原二三男君 變つたものではないとすれば、一部は補助する、直接国の金を出す、一部は地方が出せということですから、そのことのためには、地方財政について交付金その他でこれは助成するという計画に入っておるのですか。

○政府委員（清井正君） これは先ほど申上げました調整委員会と同様に、いわゆる各府県の財政需要を計算する場合に、基準の財政需要ということの中に、浅海の保護水面管理費というのが計上してありますので、積算の中には入っているというふうに私は考えております。

○小笠原二三男君　これは本年初めて出て来たもので、従来の平衡交付金洪法の積算される基礎の中には無論なかつたものです。新しいものでしょう。それで積算のための単位費用について御説明下さい。どういう単位費用を用いて積算するのですか。

○政府委員(清井正君) 只今予算の基礎を持つおりませんが、千二百万という所要額に對しまして、六百万円という補助をいたしたのであります

が、この差額の六百万円というものが、積算の基礎の額というものに入つてゐるというふうに私は考へております。

○小笠原二三男君　だから六百万円というものを叩き出して来る交付金法に、基礎の単位費用ですね、これは海面の面積当り幾らとするのか、或いは一件ごとに幾らというふうに六百万を二十四でふち割るのか。これは計算の基礎ができておらなければならぬはずだ。道路ならば幅員何メートルとして、一メートルについて幾らという計算で県内の道路の総延長に掛算をして計算するとかですね、計算の方法があるわけなんです。で、これはどういう計算の方法で六百万円に持つて行くのか。

○政府委員(清井正君)　計算の細かい点につきましては、ちよつと御説明申上げかねるのでありますが、今二十四指定いたしてあるのでありますして、二十四の該当県がそれ／＼あるわけであります。従つて二十四の該当県の数字を計算する場合に、この千二百万円を計算いたしました同じ基礎で計算されているというふうに私は思つております。

○小笠原二三男君　それじゃ、そうお考えになつてゐるならばそれでいいので、それじゃ千二百万円を計算された基礎は何ですか、その計算の方法をお示し下さい。

○政府委員(清井正君)　計算の基礎は只今私持つておりませんが、二十四カ所をこれで指定いたしたのでありますして、基礎となる要素といたしましては、船舶の問題とか、人夫賃とか、施設費とかいろいろを、それ／＼の単位の単価に掛けてまして、それで計算して、

計算するとかです、計算の方法があるわけなんです。で、これはどういう計算の方法で六百万円に持つて行くのか。

○政府委員（清井正君） 計算の細かい点につきましては、ちよつと御説明申上げかねるのでありますが、今二十四指定いたしてあるのでありますして、二十四の該当県がそれ／＼あるわけであります。従つて二十四の該当県の数字を計算する場合に、この千二百万円を計算いたしました同じ基礎で計算されているというふうに私は思つております。

○小笠原二三男君 それじゃ、そうお考えになつてゐるならばそれでいいので、それじゃ千二百万円を計算された

○政府委員(清井正君) 計算の基礎は只今私持つておりませんが、二十四カ所をこれで指定いたすのでありまして、基礎となる要素といたしましては、船舶の問題とか、人夫賃とか、施設費とかいふのを、それらの単位の、単価に掛けて、それで計算して、示して下さい。

この千二百万円を出した。こういふことになつております。

○小笠原二三男君　その半額というものをお交付金法のほうでそのまま載つてゐるのだという。計算の方法は同じ

だと、こういうことであれば、これは水産庁のはうで千二百万円を弾き出したことははつきりしているのですから、その数字は、お示し願つておきたい。これは大蔵当局や自治庁当局と質疑するときの資料として、重要ですからお示し下さい。

○政府委員(清井正君) 現在ここに持つておりませんが、計算は出してあります。

○小笠原二三男君 あとでいいです。
○秋山俊一郎君 只今の小笠原委員の御質問に対して、六百万というものは交付金のうちに繰り込まれる、こういう話でありましたが、そうすると、昨年より二百万円殖えているわけですね。昨年より約二百万円には足りませうけれども、昨年は一千万円という話であります。そうしてそれが殖えたということは物価の値上りとか何とかというところで殖えたのですか。それとも新規のものを幾らか繰り込んでおるのですか、拡張するつもりであつたのか、どういうことですか、それは……。

これは賀総長の手紙に置かれたものといふふうな考えております。

○委員長(松永義雄君) ちよつと速記を止めて下さい。

(速記中止)

○委員長(松永義雄君) 速記を始めて下さい。

本日はこれを以て散会いたします。

午後四時三分散会